

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則

昭和63年3月30日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和63年厚木市条例第4号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の承認申請)

第2条 条例第9条第2項の規定により承認を受け、又は承認を受けた事項を変更しようとする者は、第4条第1項の規定による届出をする前に、駐車施設附置(変更)特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物調書
- (2) 図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(承認等の通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その申請を承認するときは駐車施設附置(変更)特例承認通知書により、その申請を承認しないときは駐車施設附置(変更)特例不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(駐車施設の設置等の届出)

第4条 条例第10条の規定により駐車施設を設置し、又は届け出た事項を変更しようとする者は、当該建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知をする前に、駐車施設附置(変更)届出書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物調書

(2) 図面

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、駐車施設附置(変更)受理書により当該届出者に通知するものとする。

(設置完了届)

第5条 第3条の規定により承認を受けた者又は前条の規定により届出をした者(駐車施設の設置の届出をした者に限る。)は、設置完了後速やかに設置完了届を市長に提出しなければならない。

(駐車施設の廃止の届出)

第6条 条例第10条の2の規定により駐車施設の廃止を届け出ようとする者は、廃止届を市長に提出しなければならない。

(駐車施設を附置する必要がない建築物)

第7条 条例第11条第1項第2号に規定する市長が特に駐車施設を必要としないと認めた建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は学校の学生、生徒、児童若しくは幼児のための寄宿舎

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条若しくは第19条の規定により都市計画決定された事業により新築し、若しくは増築される建築物又は駐車場法(昭和32年法律第106号)第20条の2に規定する大規模の修繕若しくは大規模の模様替がされる建築物

(3) 前2号に掲げるもののほか、その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物

(立入検査員証)

第8条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証(別記様式)とする。

(措置命令書)

第9条 条例第14条の規定による措置命令は、措置命令書により行うものとする

る。

附 則

- 1 この規則は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年厚木市条例第 10 号）附則第 3 項の規定による届出は、改正後条例適用届出書を市長に提出することにより行うものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則



この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

別記様式(第8条関係)

(表)

立 入 検 査 員 証		第	号
写 真		所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は、厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例第13条の規定により、 立入検査等ができる職員であることを証明する。			
年 月 日	厚木市長		

(裏)

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例(抜粋)
(立入検査等)
第13条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に建築物若しくは駐車施設に立ち入らせ、検査をさせることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

